

# 凍結防止剤空袋処分仕様書

## 第1条 目的

本仕様書は、長野市建設部が委託する凍結防止剤の空袋処分に関し必要な事項を定めるものであり、業務受注者（以下「受注者」という。）は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、発注者が排出する産業廃棄物を受注者が収集・運搬し処分するものである。

本仕様書に示されていない事項であっても、発注者が業務遂行上必要と認めた場合、受注者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

## 第2条 作業内容

### (1) 産業廃棄物の種類

本業務における産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類とする。

(2) 受注者は、維持課詰所（長野市松岡）及び長野市管内（凍結防止剤散布業務等により廃プラスチック類が発生する場所）に集積された凍結防止剤の空袋の収集・運搬及び処分を行う。

(3) 受注者は、排出された産業廃棄物を許可施設にて適正に処分する。

(4) 発注者から排出された廃棄物は他者から排出された廃棄物と混同して運搬しないこと。

(5) 集積された産業廃棄物は発注者からの指示により速やかに収集・搬出するものとし、発注者から産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を受けること。また、月毎に廃棄物の種類、排出量を内訳表にまとめ発注者へ報告すること。

(6) 産業廃棄物の搬出及び処理に係る手数料等の費用については、すべて受注者の負担とする。

(7) 処理を行う実施数量についての確認を行うため、写真管理を行うこと。  
具体的な撮影箇所、頻度については別途協議すること。

## 第3条 年間予定排出量（概算）

### 産業廃棄物の種類及び予定排出量

廃プラスチック類（20km 以下） 150立米

廃プラスチック類（20km を超え40km 以下） 150立米

但し、廃プラスチック類（20km以下）及び（20kmを超え40km以下）の距離については、受注者の処分場から維持課詰所（長野市松岡）及び長野市管内（凍結防止剤散布業務等により廃プラスチック類が発生する場所）までの最短経路の距離とする。